

卷之七

出  
蜀  
國  
志  
紀  
卷  
之  
七



出羽國風土記卷之七

目録

荒嶋 川きの嶋

大え 小ねえ 大え

小神嶋

荒嶋 つる嶋の嶋

大え 小ねえ 大え

藥師月座明神丸

小浦觀音 式明神

文殊堂

渡鷺

学校

耕作

石獅

釋奠

二郡産物附錄本

二郡のれ本

K290

Si

出羽國風土畧記卷之七

一飛山寫

出羽國風土畧記卷之七

一飛山寫

延宝年中と飽海郡より屬しを後因川郡と  
毛は鷹南川ハ豎む一て二十二丁一里足人  
東西ハ横一丈二寸丁役務浦村浦村法本村  
とて二ニ才あり郡役合百六十石前後中因  
烟僅あり水田ハ稻又百畝より是れ海藻乾  
糞の類を以て夏月在内には入秋代糞  
を集て年中の飯料とぞ語り思より役人  
を渡る者大口莫録モ年貢ともぬ

あり渡海の後より北吹浦を第一と一酒田  
か飛出を次とす。伝正名和焉に山羽の名所  
の内河の碑といふありて至西洋、もとには越後  
境より奥州境と山羽の後をにせ名す。或  
記曰ちを海ゆの成美の陽船利きて海中に  
入是をこれら碑といふ今鹿碑と称する是  
すりを海山御海よりの海中の碑岐を稱る。

六帖によ二人の名

一并書  
山羽の碑の後一とおゆも

とあるも碑」と云々傳正楠もとにを海山  
に登りて飛鷺を望めばゆの成美製瓦の  
鷺を至もづがと一古人の話お齒にモ一六  
帖の歌の公引れてしむかはこれらもつる  
の若あれもよやいあり一飛鷺也かに山羽  
より屬する鷺す一は證矣よ的齒ノ似うと  
ちもき海ゆの成美の陽船利一と云傳侍  
一貞觀年中ゆの焼くの事一記に  
山上、險岩危嶺從巖忽崩烈與燼焰俱飛  
一墜入海中成一鳴即今飛鳴是也云々

一大文字

浦村より神社、男神にて鳥帽子を冠  
を志願巧よて勝より下りね又御者  
風神よりて級長戸<sup>ト</sup>乞<sup>ヒ</sup>命<sup>ト</sup>云傳<sup>ヘリ</sup>、ね風神を  
大主と稱す。例神社啓蒙ニ十二社ミ神  
度津社所攝の内又奥神名<sup>モ</sup>記<sup>アリ</sup>有<sup>リ</sup>、  
ナリ室永に年吹浦村の神<sup>ミ</sup>、公義<sup>ハ</sup>若  
上<sup>ト</sup>り志<sup>ス</sup>の内大<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>神社、又穀の五<sup>ミ</sup>神  
ムテ食福惠命小<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>神社、風神級長津  
度余<sup>ト</sup>て飽海郡の内<sup>ミ</sup>御<sup>ス</sup>有<sup>リ</sup>に度<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>化<sup>ト</sup>也<sup>シ</sup>

一、別大主の事ニ、林大學頭<sup>ス</sup>利<sup>ス</sup>木桂麻  
翁も小<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>神社を風神<sup>ト</sup>り<sup>ス</sup>事大<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>小<sup>ト</sup>  
御<sup>ス</sup>志<sup>ス</sup>御<sup>ス</sup>見<sup>ス</sup>ナリ。元文年中吹浦村の社  
廟も御<sup>ス</sup>大<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>事<sup>ス</sup>ホの事<sup>ス</sup>御<sup>ス</sup>有<sup>リ</sup>て吉田  
海へ往進<sup>ス</sup>を玄<sup>ス</sup>御<sup>ス</sup>の秋吹浦村の荒魂<sup>ス</sup>を渡  
而<sup>ヘ</sup>至<sup>ル</sup>て小<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>神社内<sup>ミ</sup>移<sup>ス</sup>居<sup>ス</sup>地<sup>ト</sup>り<sup>ス</sup>大<sup>ト</sup>主<sup>ス</sup>  
社廟ハ龜<sup>ス</sup>守<sup>ス</sup>日吉社<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>有<sup>リ</sup>御<sup>ス</sup>之配下  
す。先年大主<sup>ス</sup>建立<sup>ス</sup>の附日吉先社<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>有<sup>リ</sup>  
清<sup>ス</sup>とい<sup>ス</sup>もの栋<sup>ス</sup>れを考<sup>ス</sup>大主<sup>ス</sup>小<sup>ト</sup>御<sup>ス</sup>神<sup>ト</sup>級

長子乞余と記す。去る年後

公義補考

御舟の附海上、すり、うめへよ御用意よ 雜辨  
神号少主の半日吉々社に清次に詣り、  
作舟船を清次神職未熟よ一して大主の神  
号を大神主と少佐大神主ハ大社の本社  
をすり本社の号を半日吉主殿也 はくすり  
モ後清次大主の社人渡海を一時磧の神社  
をみて清次も一株れある大主小舟御神と  
少哉より半舟本殿であると/or 大神主を歓  
て無役而云奉事と、  
モ力能有大主の社

人神事の廢きん事を歎にうりモ後社事  
旧年の中無事有ありてを幸ひよ一て  
大神宮の旧年小ぬ御神ことしと祐浦  
村吉福院并日暮山へ心徳も人ありて彼  
市浦の觀音を小ぬ御神社とモベキの心  
あり被示すて曰大神より小ぬ御神とリ  
旧年あづが福浦村の大神ある。向山惣  
内神めいにて舊年あり。一御浦村大神  
を主上さり。大ち。僻事に向後大もの社

人百へ詣行るもあをすの庵モ法本村の社家  
仰系を立てんと一回ノ因祥を大主社  
崩後世の役を来まん事を憲て仰て心を  
引小ね忌神といつて祀れおられ、大神主  
は旧年、ちと落次と連判の事有りて役  
西へ生を清りちと膳れ或大主と神号と  
遙援て立ちあらる。懺ホモバいりて侍る所  
や歎一毛争ひ外ほ中に小ね忌神社と  
いふおね多あり別室よたければ暗之是  
遙、彼上中光明あり、夕れを下として

猿は式社の詣行を立むべきより、あらず也祝  
御石橋石ある事ハ大社考よたけれを累  
之齒磨の西よをりと近離れ、うち小神あり  
或人をりことしハ小ね忌神の略役ぢりと  
い(凡今口に近遠の役よや、西ノ向て靈  
塞あり内御禪へ、うち巖石ぢり即に蛇の尾  
あり美金を以て刻する日要を見る、りとし  
劍先おの暉羅人ユア生るおよりあらん  
峯の面よ自然と生一色あり、俗氣を  
俱表<sup>集</sup>か壁も初といふ、室中、又色すて日

あくを照と財、畫工の又彩を敵とに若々  
一炎モ一ノアラゲズと一、更に踏引石ハ菊  
名石よ似て青黄赤の瓦を更ヘモ取龍蛇  
の角角もるがおと一、黒よ岩、完あり上より  
清水屋よ滴下る意耳に洗去俗毛を以て  
洗とり、形あ亂よ似て瑠璃を拂てあを  
清ゆり、如一、窟中のあめ丸人の筆よ及  
べきにあへに予案もるに貞觀年中を海山  
上より海口よ流出一、大蛇の石よ化一、  
ををりこと云事アリ一、邪代毛よ霞

とをりこと訓も或説は轟ハ龍蛇の聲ぢり  
とあり、又力士集に吉岡之於可炎尔言而  
令落馬之推之被所亦塵氣也、といふ、歌有  
古原丈人天皇  
よま和歌抄仙曰ありこと、蛇龍をひくを後  
小風ち紀令汲泉水有蛇龍謂於  
菌羨云々、常陸  
風土記曰新沼郡驛家名メヒチナ曰大神所以然  
称者大蛇多在因名驛家云々、故のんを追  
一ノアラ蓋無れを墨と梅龍蛇の石と  
本矣、もすなり、うりや、貝原好古ハ惜え  
本元は帆柱石を追き、一案に宝圭石

化一菴樹の石より化一菴蛇蝦蟹皆よく石  
よぢり貞帰の石とあ一車お群虫よ哉。  
而無ふにあんとひり

一 菸跡社 又月座明神社

勝浦村小あり多神社名列破碑の効徳と  
信菸跡とい(むひ廟の菸跡仏とたゆ)  
焉(や)り、菸跡ハ醫廟の名ぢり日が少紀よし  
菸跡惠日を大唐遣(さ)り半(わ)り又臂  
半紀二十ニ至天平宝字二年(承平)二月  
己巳内薬司佑兼出雲國貞外據正六位  
聖朝德來立世孫惠日口小治田  
朝廷御世被遣大唐學得醫術因号藥師  
遂以爲姓云々是乎の文義を説て佛廟の  
菸跡と混じりも

幽社より鷲口あり終日奉納能所久海之  
那菸跡室ち延室七子末八月八日移持  
諸忌二日向佐若に布を表奉勝寄を共

於本多の處に當村元中とあり、け跡古絕  
海郡より屬し、而れ社校毛あり。本社は大神  
之あり。二社たに浦村大三の社廟是を守  
護す。

一 外浦親翁 式口井も三ト

海毛よりあり。右上方船より事事よりの親翁を  
船に坐て出帆を以て、忽ち狂風よろこて破  
船を、モ刻松像海庵に入りに幸を徑て別  
歎。而後院高云宗家有浦因陀羅寺事ト、すうとうこうじにてを辛達僧とぞなり。蓋中  
に海岸より雲光を見ゆる。翌日被雨にて親翁を

捨て、則被崖に垂死に。古株れア南を  
明神とあり。とをちい神社にて親翁ハ其  
地仏と習合志。而やも信是を小御堂  
神社なりといへた。古より云傳へる事より  
あくまでも年より強そいもたら人もある  
也。

一 文殊堂

法本村より、當村の社廟是を守護す。大  
神社号。而るの附目吉社曰。法政次當文殊堂  
を大神堂と。刻ち達人浦村社廟と守護

一渡鷗

一渡鷗

所史をりんりに上古ハ敵也よ屬ハ後よ出羽  
は属ハ日本書紀三十八代齊明天皇  
六年春三月遣阿倍臣名闇率船師二百艘  
伐肅慎國阿倍臣以陸奥蝦夷令乘已船  
到大河側於是度鳴蝦夷一千餘屯聚海  
畔向河而營々中二人進而急呼曰肅慎  
船師多來將殺我等之故願欲濟河而仕  
官矣阿倍臣遣船喚至兩箇蝦夷問賊隱

所與其船數両箇蝦夷使指隱所曰船二  
十餘艘即遣使喚而不肯來阿倍臣乃積  
綵帛兵鐵等於海畔而令貪嗜肅慎乃陳  
船師繫羽於木舉而爲旗齊掉近來停於  
淺處從一船裏出二老翁回行熟視所積  
綵帛等物使換著草袴各提布一端乘船  
還去俄而老翁更來脫置換衫并置提布  
乘船而退阿倍臣遣數船使喚不肯來復  
於弊賂弁嵩食頃乞和遂不旨聽弊  
據己柵戰干時能登臣馬身龍爲敵被殺

猶戰未倦之間賊被殺已妻子亡同紀  
四十一代

持統天皇十年甲寅越度嶠

蝦夷伊奈理武志與肅慎志良守穀草賜  
錦袍袴綸絰絕斧等

續日本紀七曰養老四年春正月丙子遣  
渡嶠津司從七位上諸君鞍男等六人於  
靺鞨國觀其風俗云々奚州壘石碑に多  
城西去靺鞨國界三千里とあり

日本逸史十五卷曰延曆二十一年六月  
辛亥太政官符禁斷私交易<sup>スル</sup>狄土物事右

被右大臣宣<sup>ナシ</sup>偁渡島狄等來朝之日所貢  
因方物例以雜皮而王臣諸家競買好皮所  
殘惡物以擬進官仍先下符禁制已久而  
出羽國司寬縱曾不遵奉爲吏之道豈合  
如此自今以嚴加禁斷如違此例必處重  
科事緣勅詔不得重犯<sup>スル</sup>類裏三代格文十二同十八日弘  
仁元年冬十月陸奥國言渡嶠狄二百餘  
人來著部下氣仙郡非當國所管令之歸  
去狄等云時是寒節海路難越願候來春  
欲歸本鄉者許之畱住之間宜給衣糧<sup>ナシ</sup>

下二

三代實錄二十七卷貞觀十七年十一月十六日乙未出羽國言渡島荒狹反叛水軍八十艘殺畧秋田飽海兩郡百姓二十一人勅牧宰討平之云

同三十四卷元慶二年七月十四日先是出羽國司言去元慶元年穀稼多損調庸不備二年夷虜反叛國內騷擾義從僕因及諸郡因夷并渡島狄等或疲於徵戎或慕化遠來開用不動穀三千二百三十七斛五斗以充

大饗同九月四日丙申出羽國飛驛奏史立日丁酉勅符出羽國司曰得八月二十三日奏狀具知消息初所以遣春風等發精兵者爲赴彼國之急而今來奏以爲賊氣已襄官軍思舊重之迎軍運糧爲煩亦細因茲論之春風等之前却在彼國之強弱再量勢施斗不得遙度若當國之力足以制賊者移告而返之不可必近引且津輕渡島僕因等所請之事以夷擊夷古之上計但野心難制動靜易變偶生他意後恐難制宜量事勢隨便進

止至千饗會。狄倅非事之意者也。若弒盡賊徒。勞賜不晚。今舉城燒亡。無處會聚。但拔有功。加其賞賜。足以勸勵戎士。何必大饗。更致騷動。半且其殺獲。生禽頗知破賊。弒以勉勵。速成大功。列書頻奏。驛使屢勞施平寇之策。莫以進引歲月。

同三十立元慶三年正月十一日條下渡島夷首百二人率種類三千人詣秋田城。小寺伝心ニ代ニ文源一十七卷貞觀十七年大の条下を引て渡海といふハ船船舟をひく

もやあ考らく。極止るに日が暮る記ノ渡海蝦夷一ふねとありを見れハけ渡る船の事よりあくど上右より今ハ船船もえり。へられた百六十余朝にもとまに延喜三年の人別帳を見れを男女老少たにへるハ十九人あり。ふねの云を出せ。とて船もあく。又聲賄弁稱ハ度稱し別とあり。船稱もす。又里余をあれて小神の稱あれた僅の稱もそ船を擧て稱ふ。とて船の稱もす。あく。小神のよかにゆき小神一ツ二ツあり。詔を玄む

振て巻の肩をうそもゑあにそへ侍る鷦  
鷯ちとひりす小鳥の因よあ。よや回記よ  
城の渡鷗とあり、山羽の西見キタミ山浦ヤマウチとあ  
を城後浦シマヒロマツは屬リする附アフさんサンがある  
ミサミサぢり、又日か造史サザシは渡鷗秋ハタハタ來朝カミコロ之  
日許貢方サクガノ例シテ以雜皮ハラスとあり是シテ鹿鷗カマツカとあ  
らきりの汽文カムニぢり、鹿鷗カマツカは首ヌメより奥シモぬ海藻  
を首ヌメとテ首ヌメよ詫歎ハタハタす。又回記カミコロは渡鷗  
秋二百余人來著部下シマヒロマツ氣仙郡キセンとあり鹿鷗  
より吹浦ブリマツとの海上九里クミあり、又加茂カモ一ナス

里ありて季ハタハタより順風シマヒロマツのあらへ、麾ハタハタく渡海  
あり西海シマヒロマツより遠アリの海シマヒロマツを経て東海シマヒロマツの唐東カモシカ  
よまヨマ、モモ、ヨヨトトはこハコて波ハタハタ、  
たちた跨ハタハタ、モモ、ヨヨトトは羽ハタハタ、シマヒロマツ車隣カモシカ、  
きキ、雲クモ者ハタハタたトを駆ハタハタ、モ車カモシカ、  
あアもモ、又モ代ハタハタ車隣カモシカに見ハタハタてとく八十  
波ハタハタの去船ハタハタを知ハタハタ、モかと度ハタハタき隔ハタハタよ、あ  
に元慶ハタハタ二年ハタハタ北条下ハタハタに渡鷗秋ハタハタ或雁ハタハタが敵ハタハタ  
或羨ハタハタ化ハタハタをモとあれモ、モ中ハタハタの候ハタハタよ、あアに  
同えモ三ハタハタ年ハタハタ正月ハタハタ十一ハタハタ日の末下ハタハタに夷ハタハタ首ハタハタ三人ハタハタ

羅敷ニニよ人といひ文義を以れを渡鷺とひ  
ハ大鷺よりして渡鷺と云の小鷺よりあ  
む予竊よ某ちるに渡鷺といひ、今之松あ  
すとよて古ははふよ属一ノよや、持流紀  
十年甲寅の象下を考れを肅慎へいをり  
ざる也。又、山海經の注小肅慎國玄遼東  
三千餘里完居無衣衣猪皮冬以膏塗體  
享數分用却風寒其人皆工射弓長四尺  
勁彊箭以桺爲之長尺立寸石青爲鏑矢  
又漢事始を見るに樂臺り恩谷子の注ナ

肅慎海の周公及よ迷ん車を駕れて若  
南車を駕りて是を送りあわとあり、又一說  
ニニよ越裳氏をアシハセと訓也則肅慎也。又  
あり云称曰牛傳一卷論衡卷八儒增篇曰  
周時天下太平越裳獻白雉倭人貢鬯七件  
えく王代一後す、肅慎、少方の國了て  
韃靼の因ちりとあり、舊後を立考るに渡鷺  
ハ今之松あすとて肅慎、蝦夷地の内よ有  
玉や、尚ほの人夏月商のね、蝦夷地不乃  
彼地の風俗を以て山海經の注ナあ

弓を射。中ノニトモ、聖皇帝紀を見るナ  
崇峻天皇四年の条に、穢服發放毒箭  
矣。中此箭者雖得小疵、生痛勞死とあり。  
松前蝦夷毒箭を射。今ハ附る矣と云  
ト。朝文粹延暦十ニ年、意見十二ナ条の中ニ  
東方平肅帳とあり。方角五代一後と觀觀  
也。

## 一学校

延喜式二十又卷出羽國二稅の条下ナ  
學生食料二千束と云々。學校、府の内に

ありリ。今モ亦有。人有。日中書紀  
履中天皇四年秋八月、成始於諸国置  
國史記言事達四方志、史、說文曰治  
久者也。謂吏之治久心主於一故從一風  
俗通曰史者治也。當先自正然後正人字  
宝曰熟法之人也。ちく熟り墨のゆよ文下村  
とり。あり大古は史を勤て學校を建つる所  
ニヤ。古ハ國府出羽郡の因あれば、史官をこう  
に至て、今日の令を文書よ記して書下し  
侍り。而下村も、云々。や。ホはフの

猶豫よ一てフミの下署タレは出の上署より  
一てトの字をタシとよ申とアリハ、第訓丸  
リヨヘモトヤ

ホ朝原曰治國之道賢能爲源得賢之  
方學校爲本是以古者明王必設庠序以  
教德義習經藝而叙彝倫所以尊道而勸  
士也皇朝之立學校始於天智天皇矣  
又曰諸国有學校田及勤学田<sub>テ</sub>下畧治  
田の下する半をりの詔延暦十一年元見  
十二年の中に見え

### 一釋奠

延喜式二十九卷曰凡諸国春秋釋奠先  
聖先師一座別米二升酒二升脯一斤糗  
一斤並直稻一束雜腊一升直稻一束雜菜子一斤直一束  
燈油立合幣絹一丈八尺國司以下学生  
以上別米酒各一升脯糗各五兩雜腊立  
合明衣布祫四領別二丈布祫四腰立食  
單一牧十分別三尺八寸其明衣以下破穢乃摸  
云々孝原曰釋奠者先王所以奉聖欽賢崇  
師重道之大典也云々又曰凡諸国春秋釋

奠先聖先師二座云々先聖と、文宣王の謚孔子

先師と、顔子の弟、大孚寮よりは二座の外  
從祀九座也。閔子、子游、子夏、又曰  
路、宰我、子貢、子游、子夏、又曰  
貞觀二年依播磨國博士和通部臣宅繼  
申請新修釋奠式領下三道諸國凡二月  
八月上丁進三牲大麻、小麻、猪各一頭加立藏及免若在祈  
年春日大原野園韓神等祭之前及與祭  
日相當停供三牲等代以奠其奠鰐以奠其奠鰐  
之類鮮潔者此式條之所定也當當後三

條院行善政夢先聖告曰釋奠之日

天照大神降于廟庭宮林牲獸自茲不供  
獸ヲ無仁年中乞祀の辰帝郊を始詔ム  
の學校役累トとを掌ムに彝倫トりりは  
ニ倫ムの事ニニ倫ムの因父兄の臣ムを主ムとに童  
蒙先君曰父子天性ヲ親父生而有ム愛而  
教之子奉以養ム之孝以養ム之ヲ考ハ百行  
の源アリ讀日中紀二十卷曰古者治民安  
國必以孝理百行之本莫先於茲宜令天  
下家藏孝經一本精勤誦習倍加發百姓

間有孝行通人紳閥欽仰者宣令所由之  
長官具以名薦云孝經曰生事愛敬死  
事哀戚云哀戚とは追念痛切をしむ喪子  
喪母の法あり日中の法あり夫婦より二年  
の喪あり日中より朔月の喪あり朔月と  
十二月をりと長絶あり風化によりて定め  
みふともを朝朔月の開始三十日をもと云  
又是を大服たりと君よき仕の身よそも  
いとあをよりて喪戚さればぢりと年大  
店舗の内村経人ホ父母の身よ喪ある時

既日より一七日を経ぬれを贋月代を判<sup>セ</sup>  
公役よ家私儀の法令を鷹る事歟り<sup>ト</sup>き  
半ちり<sup>ト</sup>あ太平元三毛馬脚海仲毛彦乃<sup>ト</sup>  
糸下に柳川より赴御<sup>シ</sup>來<sup>リ</sup>て今朝辰<sup>ニ</sup>  
刻よ大司公報七日箋場の方よや候り<sup>ル</sup>  
又老舗有限ひ十又歳よて病死仕半ぬ候之  
尚<sup>シ</sup>の乞滴哀淚欲<sup>シ</sup>營送喪之間一丈も欲<sup>ス</sup>  
葬錢場若<sup>ク</sup>事府のあ事<sup>ト</sup>お遠令告知<sup>ス</sup>  
仕とぞアリ<sup>ト</sup>あ<sup>シ</sup>頬妙傷あり夫<sup>ト</sup>大刀の  
逝去一あかに士卒<sup>ヲ</sup>喪て軍をん事<sup>ヲ</sup>

へりとて別は候者を副て人々の愁傷  
を慰め窮よ心喪を如仕きりまゆるを  
を宣ひをされりと云ふ事役よ出りる人  
にさへ喪のみよ、左のぬ一祝致の所ハ  
ミ君より又主一村里の役人喪よ葬り  
て一人二人出勤をいた仰び公役の事當  
ちるへまや

一二郡れゆの觀音

一番羽黒山

二番荒沢

三番拔川

四番手向

五番漆川

六番漆津

七番東~~山~~屋

八番荒鍋

九番古閑

十番南野

十一番廻館

十二番吉岡

十三番山寺

十四番土渕

十五番茗荷沢

十六番引地

十七番飛鳥

十八番生石

十九番巖岡

二十一番弓

二十三番播磨

二十四番大山

行  
文  
一  
行  
之  
の  
印

二十立番加茂

二十六番田鶴岡

二十七番田川

二十八番井岡

二十九番鶴岡

二十番高寺

三十一番板井川

三十二番大綱

二十三番金峯

卷之三

古ハ郡中にれの觀るといひぢりしと  
正徳二年乙未八月羽鳥小室照院薦り是  
根田福泉院等祭起人として鷺畠松山森而  
の町人三人鷺村益彦村の百姓二人を豫て  
ひ二郡に二十ニれを定め二年を滿て

ま飯をモ酒を御歎すてモ亦累ホの遠  
一笑もよりに堪ナリモ年那中の男女を皆飯  
を並ヌ若狭のあとて巡詣ナリモノシテ  
今羽黒社院と稱ナリハ式内之神ニ  
御波神社是より能く社を觀ると稱ナリ年那  
法のキナリ能くは、年代主命ナリキム  
神は本地を立て觀るとモ今之觀者寺尼  
ナリ地を立て觀るとモ今之觀者寺尼  
鄙ナリ欲を甚シ社を拈一て觀るとシ  
益半ナリニニニニ社院ナリあり奉禮四月

八日親もとちり、ふ當の事ぢりは申れし  
の事あて者 亦をひて仏とちり、大ぢり供  
すり、

### 一耕化

二郡の耕業畠、ナラニニヨリテ篠ハ皆田  
地あり、篠り是より飽海郡在佐久の里まで  
十里程の間廣くゝる平地ヨリテ皆が田  
あり、篠り是より三浦村の鷺と又ニニ里  
の弓見又平地ヨリテ皆田地用を篠キテ  
既きてあこの間を蒙ガアドリ。畠、田川郡

又、み川原平尾、ちうほ金目堤、無金芝郡  
ホヨターユ山にあり、石井山、山畠あれ  
た古魯レトテ豆を植え事づ、飽海郡より、  
大社、少誠小町東、大町、平尾二丁目川原、在佐久ま  
ホヨアリ、山をよぶ山畠あり、二郡たよ畠を  
御く法を犯すとて豆を植え事し他より  
およびにとりよつて田を耕せし他より  
ハ法桂ウシモ歯を入れて事も一二度、一色  
を施た年を以て未づりぬ、田をささりぬ  
とを、ゆ属院浦を傍ら浦あ、田地づーく

烟を守一とまうりやへ耕作も精々歎む  
他而より一倍なりといへたる烟よ一て去地  
更替りゆく事を以て半ば他而アもあらむ  
す

一年の烟を以て一て因とまうものにて拘まつた  
可もなり不可もありまつて後日が紀考  
七毛毛靈能え年条曰今諸国百姓未盡  
亥術唯趣水沢之種不知陸田之利或遭  
湯旱吏無餘穀秋稼若或多致饑饉此乃  
非唯百姓懈固由國司不存教導宣令百  
一

姓兼種麥禾男夫一人一二段瓦粟之爲物  
支久不敗於諸穀中最是精好宜以此狀  
遍告天下盡力耕種莫失時候自餘雜穀  
任力課之若有百姓輸粟轉稻者聽之亦  
民の上より立人からく又節を考全て飢饉を  
救ひ乍り而くに民もあらずこそ幸よや

水田を耕すよ一丈よる刈を完熟の重サに  
百日位より六百日位を限と柄のうちみ他  
より斜ニ一丈一日よ百刈を耕す田川船  
耕すちうる時を塗飽海郡ハ先時を塗て

後より耕をあり、因ハ田地をぬも、山方こそ切。  
山方七サ一人余柄三人程あり、種ふをつりと小  
ハ百川よセハ未或ニ未位或ニ未位ち地の兵  
兵よりて、又同あり、耕作の為に一丈を地  
ゆりに一歳の給年私領ハ三表をもととん稲  
を抜ふ。男よりは十二本女よりは十本を定めて  
その内に並びにねとちりす、閏に二十  
束女よりは二同あり、一年に休日百日よりふ  
御料ハ一丈の給年又表をもとと、二表ニ表  
半との人あり、稲を抜ふハ男女一人より一

日ヨリ表工ナと定めてまよハ定め、粗と  
立ちよは男女一人に二十疋米を定め、とし年  
中の休日亦私領より者十日矣。一、為る  
御料地は百姓の風俗を見ると、那處を被  
モ専ら民の用ひよどり、半々日（伊代丸）  
少れ飯のあつとく窮民ハアノモ地産の多  
ゆくより、又少ぬ納よ無れ、おのちきこゆ（よや上  
よ三）人只食あり、（ミキニ）

# 一 四川郡産地

民国年を出で  
領主の飯料

一二年本大麦

高田麦小麦

砂川大豆

田沢粟

高鴨蕎麥

羽沃胡豆

清水蕎麥粉

涅海山蕎麥

小鴨南歸

太侯獨活

金谷桃仁

蒸鴨人參

葉弓山水糧

月上毛石

杞人沃蕎麥柏

仙友桔梗

高川谷地莢連

又井谷

高鴨眼雀麥

七瀧金胡

多統野因地莢

秦因村秦白皮

瞿拔研

大鳩碌石圓硯

砂誠箕

松沃鋸臺

大鋼臼

高拔蓬又押切

小玉鍼

山添吳元

三漸麻糬

涅海楊枝

葛藤

大升高地

葛藤

大山鴨

葛藤

葛藤

八人本中江名川故中少岩

「黒い物」

塙木 若和山 沿海産

岩川 山奥より出

刻木 檍毛尾、後田大酒、

弓削 中より出

馬渡鼻曲冠

獅子倒翁

か茂小網 又棘、又孟特鱗  
又篠小網

湯之瀬鱗 又莫

浦良鰓 は村より出

小旭鱗

大波波大莫

羽亟新

宍人鼈新

因川石肩莫

赤因鱗

千安川冰莫

京因鼈苦鱗

小岩川年莫

赤因鱗

千安川冰莫

小牛川柳蛇 龜多々

文下川鼈

赤因川鼈

大小鼈海老 秋月破弱の  
餌玉賣數十

斐の孫を五

苦群紫螺

大岩川蜥

氣子冥鮑寃寧

金灰蟹斗 吉ハ蟹斗を出一ノノトモヤハハタニモ

釜谷坂橋海苔又樓板

涅海海苔

波之瀬海苔

松子若和布

甲岩鶴冠苔

松木岩蔓藻

乾昆布 萬ハアケナツモ

明石海雲

塙木 中山坂以下

萱押切度那出トリ出

獅子倒翁

か茂小網 又棘、又孟特鱗  
又篠小網

湯之瀬鱗 又莫

浦良鰓 は村より出

小旭鱗

大波波大莫

羽亟新

宍人鼈新

因川石肩莫

赤因鱗

千安川冰莫

京因鼈苦鱗

小岩川年莫

赤因鱗

千安川冰莫

小牛川柳蛇 龜多々

文下川鼈

赤因川鼈

大小鼈海老 秋月破弱の  
餌玉賣數十

斐の孫を五

苦群紫螺

大岩川蜥

氣子冥鮑寃寧

金灰蟹斗 吉ハ蟹斗を出一ノノトモヤハハタニモ

釜谷坂橋海苔又樓板

涅海海苔

波之瀬海苔

松子若和布

甲岩鶴冠苔

松木岩蔓藻

乾昆布 萬ハアケナツモ

明石海雲

今泉中俵

而山梶栗

麿坂彌菴

八乙女岩海去

入因川梅

福是岸柳

佐吉坂蘿多子

东山胡桃

中园李

漆系柳

彩山苦亥

天祐堂吉葉瓜

禪統寺村梨子

義然西瓜

狗本姥殺瓜

弓彌角瓜

彩姬林橘

吉祥寺白蒲萄

砂山淡茄子

涅海芝

清水大根

一辰蒜

大室寺根原

面山胡葱

山西十川山梅皮太信

石山玉加木

閑根狗脊

陽尾芥

義沃天薑

梅井川梅

上那蕨

松根蓑苔

六十里山滑草

稻荷蒜

月山蕨苔

我良村大角豆

鶴立蘿

苗津胡瓜

彩波莖立

莉苔同牛房

柳深墨葉

那因茄子

苦茶子藍

立木冬瓜

八日所筭木候

南所取海藻

西宮所至腐

年向電毛引第に毫候

金家粽

三浦泡夷

大山酒

鶴川饴

培根玉雲雀

長嘴黑鷦

万福ちあく鷦鷯

余月燕鷗

卯海茄子 又山茶共

酒谷古筆

喜山喜茶

急候苦苔

斤莖里苦萍

崖底蓼

古薩苦蘿

留掉庵百合草

彦所燒綠

十日所苦蘿向莖

留掉庵尼

向莖

大宋國雀

燐臘鶲

丸尾鶲

毛多山鶲

雲々山鶲  
雲々山鶲

鵝出小羽鶲  
毛向鶲あり右鶲を侍る

毛

全掌鶲

斤刃鶲

大山鶲

楣尾鶲

船身小鶲

極省地鶲

砂山鶲

大雀

喜津鶲

吉坂鶲

極省地鶲

日牛圓鶲

今ノ叶村ち

百官姬鶲

金手猪

十五峰鶲

大浦喜麻

鴉舍鬼

閔川廉

毛沃鶲

清川山鶲

因代小船

延森式才十又二毛詔

毛年料供進集下に  
鷹皮二十張出羽圓吏易とあり同二十二

卷詔毛年料雜出羽毛零羊角十具と毛

同立易雜出羽毛零皮二十張廉

贊岩地鶲

毛江山鶲

鵝出小羽鶲

毛向鶲あり右鶲を侍る

毛

革麻皮獨杆皮 獨杆の事 数隨時とあり 同三  
十卷法毛貢を萬字余下出羽は其葛糸糞糞  
本とあり 同二十七卷曲葉糸下に山羽山ニ  
程耳革又行綿羊角に十奥とあり 出羽は  
因川郡の先名よりて後より是とちきり  
故不延長紙は裁ちりての産物を當郡の下  
に記す

# 一卷本

田因川 村子梅

同天神梅

中連ち村海棠

乾庵桂觀根吉

益沃拿松

経連寺七五三無梅

大白坊連聖柳

玉川寺多雲無梅

立谷沃桺

羽黑坂枝

同阿久岩毛毛松

鶴川山桔

猪所深木

鶴山嶽松

一飽海郡產物

在左粳

生石參

下齒葛麥

浦色胡麻

浦色胡麻

菟葵紫蓀

吹浦幽歸

多慘陽風

那山鬼之爭

浦色紅花又鶴後河原

多海人參同海人  
同疏黃

菟葵艾葉

模根小煙糾

酒國浦哉

他國へ多出毛吹  
多に我が毛足之

松山茯苓

貌高寺虎班竹珠川山

鷦鷯大名竹

韦川鹿竹同汝康

鷦鷯大名竹

貌高寺白

韦川箕

左祥寺櫻

鷦鷯大名竹

貌高寺鸕筵

羣衆繩

平田山炭

梧沃山炭

吹浦穿木同山堇

梧木中侯山侯梧草

菟葵破瓶同簍

演簍十里塚白木五公尺

涵田花文燭

袖浦高貝同蛤

左祥寺船

里下江  
佛とち

子溪縞

又名

吹浦箭同射

又名日月

也同大莫能同鵠同楂大口矣

ヤツメウチキ

箕濱川棘

涵田解莫

袖浦海松

古ハアリーヨヤ 神ウヨアリトドクナヒ

同和布

秋ウの御アリニテ 侍れた今ハミルメテ  
古ハ  
ヒ津ヨリ岩迫アリーヨヤ うめハ若ウタレハ生

浦色薄釐

吹浦海苔同和布

蓆鷺和布同和布

同海雲同海苔

吹浦海苔同和布

三鷺同海苔

澗浦徑包紐

女麻海鬢

在左山榧宾

吉生向糸葉蓮

中鷗夙又丸子

善浦小椎

下齒李

松善ちる榧

移渡川原夙

安浦西夙

永泉寺袖

浦色竿

丸子篠竹子

小漫蘿

金生沃松草

刈屋牛房

大所大根

云霞日乃村夕白

天照寺荔枝

高鄉浪江产大豆

田能ち葡萄

安國荔枝

三脚山天蓼又川芎

蓆鷺萱茅漢

妙席山蕨又人參

井川山獨活

浦色葦

酒國麌

松山馬鹿

興

酒國麌

浦色松

淡色松

吹浦山康因松 因齊  
名淡松 上林之山より十里塚

山に生す松小屋とりてあり古へ生きの波りを引く所とて元和年中英麿と云て行至へ上り於此を 家康公(松)一  
木に御教の内状ありその文より曰英麿一木を家康公御教名古  
松酒井雅樂多院(うやま)院者(十一月家康御判酒井多院方肺  
どよりとあり)は御内状材役人ゆゑちづよりされ玉代とてお  
るにを年中益不役人よ作て至れり

### 一名木

庵鷹大枝 平田の山

大楓

一木村の名

永泉寺袖大木 因根若木 因窓松

松

徳光も七色楓

もあら庄梅

地名

秀因楓木

もや柳

地名

袖浦松 納出に尼へ侍れた

もや海嶽松

朱竹の附枝を

有りと云ふ

同石楠花

弓上(弓)形(弓)を云ひ植を裁く

名無を櫻の事か

有り

劍積寺

躰

吹浦社地(吹)青(信モテの木)と云ふ大和半島にありれ  
葉綠刻也(吹)青(信モテの木)徳國(如)半(吹)青を以てする(吹)刻  
形(吹)木本大概枯れて今(吹)僅あり

同池松

### 一石礎

吹浦村の名を兩底雷の附盧(ふる)より傳る

古人名を神軍(じんぐん)といひ、峰矢鷹(タカ)保(モリ)柳(ヤシロ)等  
その色の名あり、因川那井(ない)又飯坂(ミヤザキ)

山あよ社く降り牛あれとす吹浦よも  
むん候日午記承和二七年の事下に石猿  
の牛を裁きて大ぬ毛天神の威稟を祀を  
古人神軍といふ牛を云傳へてより松かき  
よりあくに又三代天孫元慶八年の事下  
に同仁和元年の事下同二年比事下より  
石猿の牛を裁せう候矣辨断よ石猿の  
牛を辨して考ね、牛造化のものかわ  
を人これを作。豈天足を降さんやといふ  
ハモレアリ奇<sup>奇</sup>わを見たるの論よつて

大すよ詮す

8888

出羽國里奥記卷之七

七

山形県立図書館



1-0324412-3

0  
ン  
コ